

当室は、市民の皆さまに信頼される医療の実現のため、院内におけるインシデント・アクシデントを総合的にマネジメントし、医療事故の防止および医療安全の推進により安全文化の醸成を図ることを目的に、2004年4月に設置されました。当室は、副院長を室長とし、その下に医療安全担当課長と係員の計2名（いずれも看護師）が専従で配置されています。当室は、院内で発生したインシデント・アクシデント報告を受け、その集計や発生要因の分析・評価、対策立案、院内パトロール、研修会の実施などを通し、医療安全推進を目指して活動しています。



医療安全推進室
医療安全担当課長
阿部 順子

医療機関での医療事故発生率が示されている訳ではありませんので、多いのか少ないのか、判断のしようがありませんが、公表の目的は、医療の透明性を高め、市民が安心して医療を受けられる体制作りをすることですので、市民の声を受け止めながら、医療安全推進を目指し、日々活動していきたいと考えております。

医療事故等公表及び、市立札幌病院医療安全指針は、当院ホームページに掲載しておりますので、是非ご覧ください。

主な取り組みを紹介します。

平成18年度から、事故が起こりそうな環境に前もって気付いたり、実施される前に気付いたレベル0報告の推進に取り組みました。前年の平成17年度はレベル0報告が約150件に対し、平成18年以降は、年間約2500件から6000件報告されています。レベル0報告の推進は、未然に防げた要因を分析し、対策に役立てることを目的としてスタートしました。これにより、レベル1以上の報告推進にもなり、平成18年度から20年度は、全体に報告件数が増加しました。医療安全の推進には、職員のリスク感性の高まりが不可欠で、そのことが医療安全文化の醸成につながって行くと考えます。インシデント報告数の増加は、こうした職員の意識の高まりによる結果と捉えています。結果的に、平成21年度の報告総数は前年度比で、約1300件減少しました。

また、当院は、医療事故等の一括公表を行って、今年、5年目を迎えました。市民やマスコミの反応は、市立札幌病院はこんなに医療事故が多いのかという、どちらかという否定的な声が多いのが現状ですが、今年は、当院の公表を評価するという声もいただきました。



右より：富樫正樹室長（副院長）・阿部課長
丸 昌弘看護師

インシデント・アクシデントのレベル判定基準

レベル	レベル判定基準
インシデント	レベル0 ・事故が起こりそうな環境に前もって気づいた事例 ・実施される前に気づいた事例
	レベルI 実害がなかった事例
アクシデント	レベルII ・処置や治療を行わなかった事例 ・観察の強化、バイタルサインの軽度変化、確認のための検査の必要性が生じた事例
	レベルIII a ・簡単な治療や処置を要した事例 ・消毒、湿布、皮膚の縫合、鎮痛剤の投与、カテーテルの自己抜去による再挿入等の処置を要した事例
	レベルIII b ・濃厚な処置や治療を要した事例 ・バイタルサインの高度変化、人工呼吸器の装着、入院日数の延長、外来患者の入院、手術に至った事例
	レベルIV 障害が残った事例
	レベルV 死因となった事例
その他	対象が患者以外のもの、レベル判定不可能なもの等

平成19・20・21年度 インシデント・アクシデントの報告数

